

認定こども園認可・認定申請関係
資 料

令和5年10月25日

青 森 県

目 次

I	認定こども園の申請手続について	1
II	幼保連携型認定こども園の認可申請手続について	4
1	幼保連携型認定こども園認可事務の流れ	4
2	申請前の準備	4
3	幼保連携型認定こども園設置認可申請	5
III	幼保連携型認定こども園の認可基準について	15
IV	幼保連携型認定こども園のその他の手続について	23
1	変更の届出	23
2	運営状況の報告	25
3	廃止又は休止の認可の申請	25
4	設置者の変更の認可の申請	27
5	保育所廃止承認申請	29
6	認定こども園辞退届	30
7	利用定員に係る県への届出書	31
v	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定申請手続について	32
1	認定こども園認定事務の流れ	32
2	申請前の準備	32
3	認定こども園認定申請	33
4	学級担任、教育及び保育時間利用時の保育に従事する者の特例の申請	41
VI	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準について	44

VII 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園のその他の手続について . . .	5 2
1 変更の届出	5 2
2 運営状況の報告	5 4

I 認定こども園の申請手続について

1 申請窓口

○認定こども園認可・認定申請（令和元年度～）

認定こども園の類型		所在地	申請主体	経由機関	申請窓口	
幼保連携型 認定こども園		県内全域 (中核市 除く)	私立幼稚園	市 町 村	健康福祉部 こどもみらい課	
			その他			
幼保連携型 認定こども園 以外の 認定こども園	幼稚園型		公立幼稚園		市 町 村	総務部 総務学事課
	保育所型		私立幼稚園			
			公立保育所			健康福祉部 こどもみらい課
			私立保育所			
	地方裁量型		認可外保育施設			健康福祉部 こどもみらい課

- ※ 申請は、市町村を経由して行います。
- ※ 中核市所在施設については、全ての類型について、中核市子ども・子育て支援新制度担当課へ申請関係書類を提出することとなりますので、中核市子ども・子育て支援新制度窓口へお問い合わせください。
- ※ 県が認定こども園を認可・認定するときは、施設が所在する市町村に協議することとされており、この手続を申請書の経由時に一括して同時並行して行っています。
なお、市町村は、認定こども園の認可・認定後、当該施設の利用定員を県へ届出する必要があります（→P31 様式参照）。
- ※ 幼保連携型認定こども園の認可等の審査は、青森県子ども・子育て支援推進会議幼保連携型認定こども園部会において行います。
- ※ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査は、申請内容に応じて、県関係部署の合議により行います。

2 幼保連携型認定こども園の認可等スケジュール

	申請者	市町村（中核市を除く）	県
11月	・申請書提出 →	・提出期限（※）11月中旬 ・申請書進達 →	・11月末申請期限（第一次）
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 申請内容調査、書類等の補正、施設現地調査等 ◇市町村への提出期限は市町村ごとに調整してください。 </div>			
12月	・申請書提出 →	・提出期限（※）12月中旬 ・申請書進達 →	・12月末申請期限（第二次）
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 申請内容調査、書類等の補正、施設現地調査等 ◇市町村への提出期限は市町村ごとに調整してください。 </div>			
1月			
2月			認可部会開催
3月			設置認可

- ※ 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、申請に併せて保育所廃止承認申請を行う。
- ※ 市町村を経由して申請する段階で、市町村から県に対する利用定員の協議、子育て支援事業に係る意見の聴取、県から市町村に対する認可・認定協議を一括して、同時並行的に行う。
- ※ 申請が県の第二次期限（12月末）に間に合わないことが事前に明らかな場合は、期限前までに県担当者まで連絡すること。なお、認可部会で行う審査に間に合わない場合には、認可手続を進めることができないことに留意すること。
- ※ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定についても、同様のスケジュールで処理する予定であるが、幼稚園型認定こども園の認定については、第三次申請期限（市町村期限1月中旬頃、県期限1月末）を設定する。

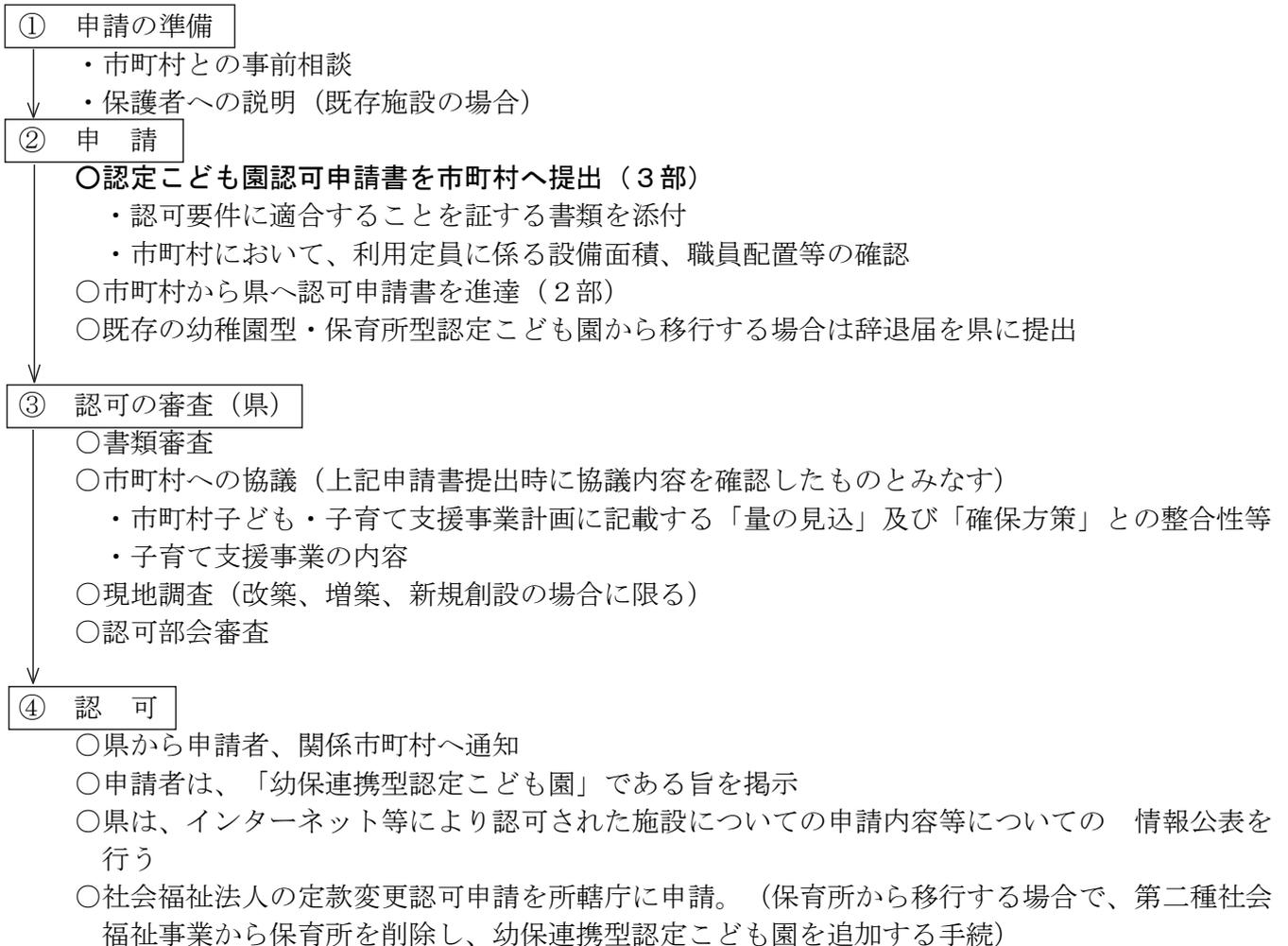
3 市町村子ども・子育て支援新制度窓口

市町村名	担当課	市町村名	担当課
青森市	子育て支援課	板柳町	介護福祉課
弘前市	こども家庭課	鶴田町	町民生活課
八戸市	こども未来課	中泊町	福祉課
黒石市	福祉総務課	野辺地町	健康づくり課
五所川原	子育て支援課	七戸町	こどもみらい課
十和田市	こども支援課	六戸町	福祉課
三沢市	子育て支援課	横浜町	福祉課
むつ市	子ども家庭課	東北町	福祉課
つがる市	福祉課	六ヶ所村	子ども支援課
平川市	子育て健康課	おいらせ町	保健こども課
平内町	福祉介護課	大間町	住民福祉課
今別町	町民福祉課	東通村	教育委員会教育総務課
蓬田村	健康福祉課	風間浦村	村民生活課
外ヶ浜町	福祉課	佐井村	福祉健康課
鱒ヶ沢町	ほけん福祉課	三戸町	住民福祉課
深浦町	福祉課	五戸町	福祉課
西目屋村	住民課	田子町	住民課
藤崎町	住民課	南部町	健康こども課
大鰐町	保健福祉課	階上町	すこやか健康課
田舎館村	厚生課	新郷村	住民課

II 幼保連携型認定こども園の認可申請手続について

■幼保連携型認定こども園の設置認可申請手続について

1 幼保連携型認定こども園設置認可事務の流れ



2 申請前の準備

（1）市町村との相談

申請前に、認可定員、利用定員、認定こども園で実施する子育て支援事業等について、施設が所在する市町村と事前に相談がなされていることが必要です。

- ・認可定員
- ・認定区分ごとの利用定員（市町村計画における量の見込み及び確保方策との整合性）
- ・子育て支援事業

（2）既存施設が認定こども園の設置認可の申請をする場合の保護者への説明

既存施設が設置認可の申請を行う場合は、事前に施設に在籍している子どもの保護者に対して、現在の施設と認可を受けた後の施設における教育・保育内容、利用者、利用料金、契約等異なる事項について十分に説明し、理解を得るよう努める必要があります。具体的には、保護者に対する説明会等を必要数開催し、利用者の立場を考えた対応が求められます。

また、説明の会議録を作成し、説明会に参加していない保護者及び認定こども園の申請を行うこ

とに関して理解が得られない保護者がいる場合は、個別に説明を行う等の努力を行い、参加又は理解が得られない理由、折衝の経過、その後の対処等を記録した書類を作成する必要があります。

3 幼保連携型認定こども園設置認可申請

申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第2号様式）により行い、認可要件に適合することを証する書類を添付する必要があります。

幼保連携型認定こども園設置認可申請書類一覧

項目	番号	書類の種類	備考	確認
◎幼保連携型認定こども園設置認可申請書			県法律施行細則に規定される様式	
1 職員	①	職員配置計画表	参考様式 1	
	②	職員名簿	参考様式 2	
	③	職員の勤務状況がわかる資料	勤務形態、勤務割当表（シフト表）	
	④	職員の資格を証明する書類	教員免許状、保育士登録証の写し	
	⑤	園長の経歴書	履歴書の写し	
	⑥	学校医、学校薬剤師、学校歯科医に関する書類	嘱託契約書又は就任承諾書等の写し	
2 設備	⑦	園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面	参考様式 3（敷地面積・所有者、建物面積・所有者・構造、部屋別面積等記載）	
	⑧	園舎図面	各室ごとに用途・面積を記入した平面図	
	⑨	園庭（屋外遊戯場）の形状・位置がわかる図面		
	⑩	園舎・園庭写真	正面・側面・裏面・各部屋・園庭	
	⑪	建築基準法による建築基準確認等の写し		
	⑫	消防法第 17 条に基づく検査済証（消防署交付）写し		
	⑬	周辺地図	付近の見取図、案内図等	
	⑭	土地公図（地籍図）		
	⑮	土地・建物の登記簿謄本	市町村からの貸与又は譲渡の場合で未登記物件の場合は、市町村の公有財産台帳の写し等	
	⑯	土地・建物が貸与の場合の関係書類	賃貸借契約書の写し、賃借権又は地上権設定登記契約書等の写し	
	⑰	園舎が同一又は隣接敷地内でない場合の関係書類	下記の内容が記載された書類 ・移動距離、移動方法、移動時間 ・移動時の安全対策 ・移動を含めた 1 日のカリキュラム ・職員の連携の内容	
	⑱	屋外遊戯場を付近の場所とする場合の関係書類	下記の内容が記載された書類 ・所在地、場所の用途（公園等）とその所有者（所有者の承諾が必要な場合は承諾書等） ・遊具の点検状況のわかる書類 ・付近の見取図 ・場所の利用時間帯 ・場所の面積が分かる書類	
	⑲	園具及び教具（遊具、備品等）一覧表	今後購入、譲渡又は貸与予定含む	
	⑳	満 3 歳以上の園児に対する食事の提供について、園外調理、外部搬入する場合の関係書類	次の項目を証する書類 ・調理業務を受託する事業者との契約書（案）（調理等における点検表、食品栄養構成表、荷重平均栄養所要量を添付すること） ・指導を受ける栄養士の所属と氏名 ・認定こども園の長が定めた食育計画 ・調理設備の概要がわかる資料（図面、写真等）	
	㉑	自園調理で食事を提供する園児数が 20 人に満たない場合の関係書類	・調理設備の概要がわかる資料（図面、写真等）	

項目	番号	書類の種類	備考	適否
3 運営	㉒	幼保連携型認定こども園の運営に関する規程	下に掲げる事項が記載された園則 <ul style="list-style-type: none"> ・学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間 に関する事項 ・教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 ・保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項 ・利用定員及び職員組織に関する事項 ・入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 ・保育料その他の費用徴収に関する事項 ・その他施設の管理についての重要事項 	
	㉓	経費の見積り及び維持方法	直近の決算書、収支予算書（現年度、次年度）	
	㉔	教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画	・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育及び保育に関する全体的な計画 <ul style="list-style-type: none"> ・年、学期、月、週及び日々の指導計画 	
	㉕	教育及び保育に従事する職員の研修計画	園内外における年間の研修計画	
4 その他	㉖	子どもの健康の保持及び安全の確保に関する計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康診断、身体測定の実施計画 ・消火、通報及び避難訓練の実施計画 ・子どもの健康状態の把握の方法と異常があった場合の対応方法 ・不審者の立入りに対応するための避難訓練の実施計画 ・遊具、危険箇所の点検計画 ・送迎時の安全対策 ・感染症の予防及びまん延防止のためのマニュアル 	
	㉗	園児に関する保険契約書又は共済制度の加入申込書又は契約の写し等	その他、加入予定の保険、共済制度の概要のわかる書類	
	㉘	設置者に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・法人登記履歴事項全部証明書 ・法人役員一覧 ・定款又は寄附行為 ・欠格事由に該当しない旨の誓約書（参考様式4） 	
	㉙	設置認可申請等に係る法人の理事会等の議事録の写し	理事会議事録及び評議員会を設置する場合は評議員会議事録	
	㉚	各種規程の制定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・経理規程 ・就業規則 ・給与規程 ・その他 	
	㉛	市町村と事前相談・協議した内容等が確認できる資料	・認可定員、利用定員、認定こども園で実施する子育て支援事業等	
	㉜	既存施設が認定こども園の申請する場合は、既利用者への説明に要した資料、会議録等		
	㉝	その他参考となる書類		

青森県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

1 次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 幼保連携型認定こども園の名称
- (2) 幼保連携型認定こども園の所在地
- (3) 幼保連携型認定こども園設置の目的
- (4) 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (5) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (6) 経費の見積り及び維持方法
- (7) 開設予定年月日

2 青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条令第4条に規定する基準に適合していることを証する書類

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

<幼保連携型認定こども園設置認可申請書記載要領>

項 目	記 載 要 領
1 認可を受ける施設の名称	認可を受ける施設の名称を記入する。(施行日において現に幼稚園を設置等している者は、名称中に引き続き幼稚園という文字を用いることができる。)
2 設置の目的	園則に記載されている目的と一致していること。
3 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面	別添により、配置、面積、構造、権利関係等がわかる資料を添付すること。(別紙添付書類一覧に再掲)
4 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程	別添により、下記に掲げる事項を記載した園則を添付すること。(別紙添付書類一覧に再掲) ①学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 ②教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 ③保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項 ④利用定員及び職員組織に関する事項 ⑤入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 ⑥保育料その他の費用徴収に関する事項 ⑦その他施設の管理についての重要事項
5 経費の見積り及び維持方法	別添により、直近の決算書及び収支計算書を添付すること。(別紙添付書類一覧に再掲) また、施設型給付費、利用者負担その他の費用をもって施設を維持経営することを具体的に記載すること。
6 開設予定年月日	幼保連携型認定こども園として開設する予定年月日を記入すること。
7 定員	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条第4号に規定する利用定員を記載すること。ここで記載する利用定員が幼保連携型認定こども園の認可定員となること。
8 用紙の大きさ	日本産業規格A4とすること。

[参考様式 1]

[職員配置計画表]

子どもの年齢	子どもの人数	必要な職員の数	実配置職員数 (常勤換算後)	学級数	学級担任数
0歳	人	人			
1歳	人	人			
2歳	人				
3歳	人	人			人
4歳	人	人			人
5歳	人				人
計	人	人	人		人
必要とする職員の数		人			

- ① 「必要な職員の数」の欄の子どもの人数は、次により計算する。
 0歳児 を 3 で除す。(小数点第2位以下の端数は切り捨てる。)
 1～2歳児を 6 で除す。(小数点第2位以下の端数は切り捨てる。)
 3歳児 を 20 で除す。(小数点第2位以下の端数は切り捨てる。)
 4～5歳児を 30 で除す。(小数点第2位以下の端数は切り捨てる。)
- ② 「実配置職員数」の欄の人数は、常勤職員は実人数、非常勤職員は常勤換算値により算定する。
 常勤換算値は次により計算する。
 常勤換算値＝常勤職員以外の教育及び保育に従事する者の1ヶ月の勤務時間数の合計／
 園の就業規則等で定めた常勤職員の1ヶ月の勤務時間数(小数点第1位を四捨五入)
- ③ 「学級数」の欄の学級数は、3歳児以上の子どもの在籍児童数を年齢ごとに35で除して計算する。(小数点以下の端数は切り上げる。)
- ④ 「学級担任の数」の欄の学級担任の数は、学級数以上とする。
- ⑤ 3歳児及び4～5歳児の必要な職員の数が学級数を下回る場合は、当該学級数に相当する数を必要な職員の数とする。

<記載例>

子どもの年齢	子どもの人数	必要な職員の数	実配置職員数 (常勤換算後)	学級数	学級担任数	
0歳	13人	4.3人				
1歳	11人	5.1人				
2歳	20人					
3歳	22人	1.1人			1	1人
4歳	60人	4.4人			2	2人
5歳	74人				3	3人
計	200人	14.9人	20人	6	6人	
必要とする職員の数		15人				

[参考様式 2]

[職員名簿]

番号	職名	氏名	従事内容			勤務形態	資格名	資格取得年月日	摘要
			学級担任	年齢区分	学級名				
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

- ① 職名には、園長、副園長又は教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、調理員、事務職員等の区分を記入する。
- ② 従事内容には、学級担任は学級担任の欄に「○」を記入する。その他の職員も担当する園児の年齢区分、学級名を記入する。
- ③ 勤務形態には、常勤と非常勤の別（常勤：1日6時間以上勤務する者）を記入し、そのうち、実際に教育・保育に従事する職員については、次の表を作成する。

職名	勤務形態	勤務時間帯							勤務時間
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時～	
保育教諭	常勤								(例) 8時間
								総勤務時間数	

※常勤換算後の人数：総勤務時間数÷8時間＝（ ）人（就業規則で勤務時間が8時間の場合）

- ④ 資格名の欄には、幼稚園教員免許、保育士、調理師免許等を記載する。
- ⑤ 資格取得年月日の欄には、幼稚園教員免許の場合は取得年月日を、保育士資格の場合は登録年月日を記入する。
- ⑥ 幼稚園教員の免許状取得・保育士資格取得に向けての努力を行っている場合は、その旨を摘要に記入する。

[参考様式3]

園地、園舎その他設備の規模及び構造

1 施設名

2 敷地の面積

総面積	m ²	園舎の建面積	m ²
		附属建物の建面積	m ²
		屋外遊戯場	m ²
		その他	m ²

3 敷地の所有関係

現在の所有者名

○現所有者が申請者でない場合（土地の譲渡を受ける予定の場合）
譲渡予定年月日

（土地貸与の場合）

- ①有償無償別 有償（賃借料 年・月 円） ・ 無償
- ②賃借期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- ③地上権等設定登記 地上権・賃借権の設定登記（済み・予定・不要）

4 建物（園舎）の面積及び構造

園舎の建面積	m ²	延面積	m ²
園舎の構造			

※園舎の構造は、登記簿謄本に記載される構造を記載すること。

5 建物の所有関係

現在の所有者名

○現所有者が申請者でない場合（建物の譲渡を受ける予定の場合）
譲渡予定年月日

（建物貸与の場合）

- ①有償無償別 有償（賃借料 年・月 円） ・ 無償
- ②賃借期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

6 室名及び面積の一覧表

室名	面積	備考	室名	面積	備考
遊戯室	m ²			m ²	
保育室	m ²			m ²	
乳児室	m ²			m ²	
ほふく室	m ²			m ²	
調理室	m ²			m ²	
	m ²			m ²	
	m ²			m ²	
	m ²			m ²	
	m ²			m ²	
	m ²			m ²	
	m ²			m ²	
	m ²		合計		

※必要に応じて、室名を変更して記載すること。別紙により作成することも可。

7 施設整備計画等

- ①工事期間（予定） 令和 年 月 日～令和 年 月 日
 ②補助等の状況 国庫・自費・その他（ ）

※施設整備計画がある場合は、その詳細資料を添付すること。

8 園具及び教具

別添のとおり

※一覧表を添付のこと。

なお、物品を譲渡又は貸与される場合は、譲渡又は貸与契約書等を添付のこと。

9 その他参考事項

[参考様式 4 : 幼保連携型認定こども園用]

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第 17 条第 2 項各号に該当しない旨の誓約書

年 月 日

青森県知事

殿

申請者 住所

氏名 (名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 2 項)

- 一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、第 22 条第 1 項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 四 申請者が、第 22 条第 1 項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- 五 申請者が、第 19 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 22 条第 1 項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、認可の申請前 5 年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第 1 号、第 2 号又は前号に該当する者
 - ハ 第 22 条第 1 項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）
 - ニ 第 4 号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前 60 日以内にその設置者の役員又はその長であつた者で当該廃止の認可の日から起算して 5 年を経過しないもの

Ⅲ 幼保連携型認定こども園の認可基準について

1 職員配置

(1) 次の基準により算定した数を合算した数以上の職員を確保し、適宜配置する必要があります。

園児の区分	員数
0歳児	おおむね3人に1人の職員
1, 2歳児	おおむね6人に1人の職員
3歳児	おおむね20人に1人の職員
4, 5歳児	おおむね30人に1人の職員

①職員配置数の算出方法

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= 0 \text{歳児} \times 1 / 3 && (\text{小数点第二位以下切捨}) \\ &+ (1 \text{歳児} + 2 \text{歳児}) \times 1 / 6 && (\text{小数点第二位以下切捨}) \\ &+ 3 \text{歳児} \times 1 / 20 && (\text{小数点第二位以下切捨}) \\ &+ 4 \text{歳} \sim 5 \text{歳児} \times 1 / 30 && (\text{小数点第二位以下切捨}) \\ &= \text{必要配置数} && (\text{小数点以下四捨五入}) \end{aligned}$$

②幼保連携型認定こども園において、園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育)に直接従事する職員は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた副園長又は教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいいます。

③幼保連携型認定こども園における教育及び保育に従事する職員の数は、常時2人以上の配置が必要。

(2) 満3歳児以上の園児については、学級編制を行い、学級ごとに担当する専任の保育教諭等を1人以上配置する必要があります。この場合、1学級の子どもの数は、35人以下となり、学級は学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制する必要があります。

(3) 園長が専任でない場合は、職員を1人追加します。

2 職員資格

(1) 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者であることが必要です。

(2) 主幹養護教諭、養護教諭は、養護教諭の免許状を有する者であることが必要です。

(3) 助保育教諭及び講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、登録を受けた者であることが必要です。

(4) 幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行日から起算して10年間は、幼保連携型認定こども園の副園長

又は教頭は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、又は保育士の登録を受けた者とすることができます。

なお、園児の教育及び保育に直接従事する者について、当分の間、一定の条件のもと、「小学校教諭等免許状所持者」又は「知事が同等と認める者」をもって代えることができます。

(5) 保育教諭等の資格の特例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行日から起算して10年間は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者とすることができます。

3 施設設備

(1) 園舎の面積

- ① 園舎の面積（満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く）は、幼稚園の基準が適用されます。
- ② 園舎の面積は、次の表により算出した面積と満3歳未満の園児数に応じて算定した各居室（乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室）の面積を合算した面積以上とする必要があります。

学級数	面積
1学級	180 m ²
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2) m ²

③ 保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合の園舎の面積に係る特例

満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準（子ども1人につき1.98 m²）以上である場合は、幼稚園設置基準の園舎面積（1学級：180 m²等）の規定を適用しないことができます。（現行の移行特例と同様。）

◇園舎の面積

施設の新設・既存施設（幼稚園、幼稚園型）からの移行	
〈園舎の面積〉	
学級数	面積（平方メートル）
一学級	180
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$
+	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室：満2歳未満のほふくしない園児1人につき1.65㎡ ・ ほふく室：満2歳未満のほふくする園児1人につき3.3㎡ ・ 保育室又は遊戯室：満2歳以上満3歳未満の園児1人につき1.98㎡ 	

既存施設（保育所、保育所型）からの移行特例	
〈園舎の面積〉	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室又は遊戯室：満3歳以上の園児1人につき1.98㎡以上。 	
+	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳未満の子どもの保育を行う場合は、以下の面積を合算。 	
<ul style="list-style-type: none"> 乳児室：満2歳未満のほふくしない園児1人につき1.65㎡ ほふく室：満2歳未満のほふくする園児1人につき3.3㎡ 保育室又は遊戯室：満2歳以上満3歳未満の園児1人につき1.98㎡ 	

みなし幼保連携型認定こども園（旧幼保連携型認定こども園）の経過措置	
〈園舎の面積〉	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当分の間、従前の例によることができる。 	

(2) 保育室又は遊戯室の面積

- ① 満2歳以上の園児1人につき1.98㎡以上必要です。
- ② 満2歳未満のほふくしない園児1人につき1.65㎡以上必要です。
- ③ 満2歳未満のほふくする園児1人につき3.3㎡以上必要です。
- ④ 幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合の保育室・遊戯室の面積に係る特例園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が、幼稚園基準(1学級：180㎡等)以上である場合は、保育所設備運営基準の保育室又は遊戯室の面積(子ども1人につき1.98㎡)の規定を満たさなくても認めることができます。

◇保育室又は遊戯室

施設の新設・既存施設（保育所、保育所型）からの移行

＜保育室又は遊戯室の面積＞

- ・乳児室：満2歳未満のほふくしない園児1人につき1.65㎡
- ・ほふく室：満2歳未満のほふくする園児1人につき3.3㎡
- ・保育室又は遊戯室：満2歳以上の園児1人につき1.98㎡

既存施設（幼稚園、幼稚園型）の移行特例

＜保育室又は遊戯室の面積＞

学級数	面積（平方メートル）
一学級	180
二学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)

+

- ・乳児室：満2歳未満のほふくしない園児1人につき1.65㎡
- ・ほふく室：満2歳未満のほふくする園児1人につき3.3㎡

みなし幼保連携型認定こども園（旧幼保連携型認定こども園）の経過措置

＜保育室又は遊戯室の面積＞

- ・当分の間、従前の例によることができる。

(3) 園庭（運動場、屋外遊戯場）の面積

①園庭の面積は、以下の面積を合計した面積以上とする必要があります。

- ・満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積
- ・満2歳の子どものついて、保育所基準による面積

② 保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合の園庭の面積に係る特例

満3歳以上の子どもの用に供する屋外遊戯場及び運動場の面積が、保育所基準（子ども1人につき3.3㎡）以上である場合には、幼稚園基準の運動場面積（1学級：330㎡等）の規定を満たさなくても認めることができます。

③ 幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合の園庭の面積に係る特例

屋外遊戯場及び運動場の面積が、幼稚園基準の運動場面積（1学級：330㎡等）

と、満2歳以上満3歳未満の幼児について保育所基準の屋外遊戯場面積（1人につき3.3㎡）とを合算した面積以上であるときは、保育所基準の屋外遊戯場の面積に関する基準を満たさなくても認めることができます。

④ 幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の施設を活用して幼保連携型認定こども園

へ移行する場合の特例（代替地の取扱い）

満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積（1人につき3.3㎡）に限り、以下の要件を全て満たす場合は、代替地の面積参入を認めることができます。

- 1) 子どもの安全な移動手段が確保されていること
- 2) 子どもが安全に利用できる場所
- 3) 利用時間を日常的に確保できる場所
- 4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所

◇園庭の面積

施設の新設	
5歳児	子ども1人につき3.3㎡
4歳児	
3歳児	
+	
2歳児	子ども1人につき3.3㎡
③	

※①と②のいずれか大きい方と③の合算。

既存施設（幼稚園、幼稚園型）の移行特例	
<園庭の面積>	
学級数	面積（平方メートル）
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
+	
・満2歳以上満3歳未満の園児1人につき3.3㎡	

既存施設（保育所、保育所型）の移行特例	
<園庭の面積>	
・満3歳以上の園児1人につき3.3㎡以上	

みなし幼保連携型認定こども園（旧幼保連携型認定こども園）の経過措置	
<園庭の面積>	
・当分の間、従前の例によることができる。	

(4) 調理室

- ① 幼保連携型認定こども園には、調理室を設置しなければなりません。
- ② 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、園外で調理し搬入する方法により行う場合で、食事の提供に必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるときは、調理室

を備えないことができます。

- ③ 幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う園児の数が20人に満たない場合で、食事の提供に必要な調理設備を備えるときは、調理室を備えないことができます。

【参考】

①学級編制・職員

- ・調理員は必置。
- ・ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要。

②設備

- ・自園調理の場合は、調理室の設置を原則。
- ・外部搬入の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える。
- ・食事の提供をすべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていけば可。

③運営

- ・自園調理が原則。
- ・満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入可。

	原則	例外1（外部搬入等）	例外2（20人未満）
①職員	調理員必置	調理員不要（調理業務を全部委託）	—（規定なし）
②設備	調理室設置	調理室不要可（満3歳以上、園外調理・外部搬入で、加熱、保存等の調理機能設備必要）	調理室不要可（自園調理で、提供すべき人数に応じて必要な調理設備必要）
③運営	自園調理	園外調理・外部搬入可（設備規定なし）	—（規定なし）

（5）園舎の階数、保育室等の設置階

①施設の新設

- ・園舎は、2階建以下を原則。特別な事情（※1）がある場合は、3階建以上も可。
- ・保育室等は、園舎が耐火建築物で保育所基準を満たしていれば、2階に設置可。（→児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ、へ参照）
- ・満3歳未満児の保育室等は、園舎が耐火建築物で保育所基準を満たしていれば、3階以上に設置可。
- ・満3歳以上児の保育室等は、3階以上の設置は原則不可。（※2）

※1 例として、地形の特殊性、土地利用の現況、その他地域の実情等。

※2 ただし、園庭面積として屋上の面積算入が認められる要件を満たす屋上を有しており、当該屋上が保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に位置している場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、満3歳以上の子どもの保育室等についても3階以上の設置を認める。

【参考：各階に保育室等を置く際の耐火・防火の条件】

	常用	避難用
4階以上 保育室等	1. 屋内階段（耐火構造、不燃材料等） 2. 屋外階段（耐火構造、防火設備の出入口設置等）	1. 屋内階段（耐火構造、不燃材料等。バルコニー等通過。） 2. 耐火構造の屋外傾斜路（非常用すべり台） 3. 屋外階段（耐火構造、防火設備の出入口設置等）
3階 保育室等	1. 屋内階段（耐火構造、不燃材料等） 2. 屋外階段	1. 屋内階段（耐火構造、不燃材料等。バルコニー等通過。） 2. 耐火構造の屋外傾斜路（非常用すべり台） 3. 屋外階段
2階 保育室等	1. 屋内階段 2. 屋外階段	1. 屋内階段（耐火構造、不燃材料等。バルコニー等通過。） 2. 待避上有効なバルコニー 3. 準耐火構造の屋外傾斜路（非常用すべり台） 4. 屋外階段
1階 保育室等	要件なし	要件なし

※ 常用、避難用をそれぞれ一つずつ設けなければならない。

②既存施設（幼稚園、幼稚園型）の移行特例

- ・園舎が幼稚園基準（耐火建築物かつ待避上必要な設備（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等））を満たしていれば、保育室等を2階に設置可。

③既存施設（保育所、保育所型）の特例

- ・園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準（待避上必要な設備）を満たしていれば、保育室等を2階に設置可。
- ・保育室等の3階以上の設置については、新設基準において、一定条件の下、年齢にかかわらず保育室等の3階以上の設置を認めているため、移行特例なし。

4 管理運営

（1）教育及び保育を行う期間及び時間

- ・毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回らないことが必要です。
- ・教育に係る標準的な1日当たりの時間（教育時間）は4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮する必要があります。
- ・保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めることが必要です。

（2）給食体制

- ① 幼保連携型認定こども園においては、当該認定こども園の調理室において調理された食事を提供することが必要です。

- ② 幼保連携型認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供を行う場合、衛生管理、栄養管理等について必要な配慮がなされていると認められ、次の要件を満たす場合に限り、給食の外部搬入を認めることができます。
- ア 調理業務を受託する者と次の事項を内容とする契約を締結している場合
- ・子どもの年齢及び発達の段階並びにアレルギー等の症状、子どもに必要とされる栄養素量の給与等に配慮して食事を提供すること。
 - ・衛生管理、栄養管理等について、当該認定こども園が行う必要な指示に従うこと。
 - ・当該認定こども園が定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- イ 認定こども園において、献立について栄養士による指導を受けられる体制が整えられていること。
- ③ 満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は、公立・私立とも認められません。

(3) 教育及び保育の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領で定める教育及び保育の内容に関する事項を遵守し、教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画が定められていることが必要です。具体的には、次のような計画が考えられます。

- ① 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育及び保育に関する全体的な計画
- ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育及び保育に関する年、学期、月、週、日々の指導計画

(4) 保育者の資質の向上

子どもの教育及び保育に従事する者の研修に関する計画が定められていることが必要です。

(5) 子育て支援

保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、当該幼保連携型認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこととされ、その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努める必要があります。

IV 幼保連携型認定こども園のその他の手続について

■幼保連携型認定こども園の手続関係

1 変更の届出

(1) 変更届

次の事項に変更がある場合は、幼保連携型認定こども園内容変更届出書（第3号様式）により行い、変更の内容が分かる書類を添付して、あらかじめ知事に届け出る必要があります。

- ① 認可申請の際に申請書に記載した事項
- ② 施設における教育保育の内容として、地域住民に周知された事項（法第28条の規定により県が情報提供した事項）

【届け出の必要な事項】

- ① 目的
- ② 施設の名称
- ③ 施設の所在地
- ④ 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面
- ⑤ 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）
 - 1) 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
 - 2) 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
 - 3) 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
 - 4) 利用定員及び職員組織に関する事項
 - 5) 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
 - 6) 保育料その他の費用徴収に関する事項
 - 7) その他施設の管理についての重要事項
- ⑥ 経費の見積り及び維持方法
- ⑦ 開設の時期

(2) 変更届の提出先

東青地域県民局地域健康福祉部監査指導課になります。

ただし、定員変更を伴うものは市町村認定こども園担当課経由とします。

(3) 利用定員に係る届出について

利用定員に係る届出は、県への届出については、参考様式6（P31）により提出してください。

提出先：県こどもみらい課児童施設支援グループ

青森県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

幼保連携型認定こども園内容変更届出書

幼保連携型認定こども園に係る下記の事項について変更するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 幼保連携型認定こども園の名称
- 2 幼保連携型認定こども園の所在地
- 3 変更する事項
変更前

変更後
- 4 変更の理由
- 5 変更予定年月日 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

2 運営状況の報告

認定こども園の設置者は、毎年、運営の状況を県に届け出なければならないこととされています。

(1) 報告書の提出

次の事項について、必要な書類を添付して、毎年6月30日までに知事に報告する必要があります。

- ① 報告年月日の前日において在籍している保育を必要とする子どもに係る利用定員（満3歳未満の者の数と満3歳以上の者の数に区分する。）
- ② 報告年月日の前日において在籍している保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員（満3歳未満の者の数と満3歳以上の者の数を区分する。）
- ③ 認定要件に適合していることを確認するために必要な事項
 - ア 職員配置の状況
 - イ 職員資格の状況
 - ウ 施設設備の状況
 - エ 管理運営の状況
 - オ 子育て支援事業の状況
- ④ 教育保育概要を確認するために必要な事項
 - ア 教育及び保育の目標並びに主な内容
 - イ 園児の1日の活動内容
 - ウ 利用料
 - エ 施設の概要（学級数等）等

(2) 知事は、認定こども園の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その設置者に対し、認定こども園の運営に関し必要な報告を求めることができます。

(3) 報告書の提出先

申請の際の受付部署と同じ。

3 廃止又は休止の認可の申請

(1) 廃止（休止）認可申請

幼保連携型認定こども園を廃止又は休止する場合は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（第4号様式）により行い、廃止又は休止の内容が分かる書類を添付して、知事に申請する必要があります。

【廃止（休止）認可申請の必要な事項】

- ① 幼保連携型認定こども園の廃止（又は休止）の理由
- ② 園児の処置方法
- ③ 幼保連携型認定こども園の廃止の期日（又は休止の予定期間）
- ④ 財産の処分（休止の場合は不要）

(2) 廃止（休止）認可申請の提出先

設置認可申請の際の受付部署と同じです。

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

幼保連携型認定こども園の廃止（休止）の認可を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第17条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 幼保連携型認定こども園の名称
- (2) 幼保連携型認定こども園の所在地
- (3) 幼保連携型認定こども園の廃止（休止）の理由
- (4) 園児の処置方法
- (5) 幼保連携型認定こども園の廃止の予定期日（休止の予定期間）
- (6) 財産の処分（廃止の場合に限る。）

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

4 設置者の変更の認可の申請

(1) 設置者変更認可申請

幼保連携型認定こども園の設置者を変更する場合は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第5号様式）に、当該設置者の変更に関係する者が連署して、変更前及び変更後の設置認可申請事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類を添付して、知事に申請する必要があります。

【設置者変更認可申請の必要な事項】

① 変更前及び変更後の事項

- 1) 目的
- 2) 施設の名称
- 3) 施設の所在地
- 4) 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面
- 5) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）
 - ・ 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
 - ・ 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
 - ・ 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
 - ・ 利用定員及び職員組織に関する事項
 - ・ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
 - ・ 保育料その他の費用徴収に関する事項
 - ・ その他施設の管理についての重要事項
- 6) 経費の見積り及び維持方法

② 変更の理由

③ 変更の時期

(2) 設置者変更認可申請の提出先

設置認可申請の際の受付部署と同じです。

青森県知事 殿

設置者（変更前）
住 所
名 称
代表者氏名
設置者（変更後）
住 所
名 称
代表者氏名

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第18条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 幼保連携型認定こども園の名称
- (2) 幼保連携型認定こども園の所在地
- (3) 設置者の変更前後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項第1号から第6号までに掲げる事項
- (4) 変更の理由
- (5) 変更予定時期

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

5 幼保連携型認定こども園の設置認可に係る保育所廃止承認申請

第34号様式（青森県児童福祉法施行細則第29条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名

児童福祉施設廃止(休止)承認申請書

年 月 日第 号により設置の認可を受けた施設について廃止(休止)したいので、児童福祉法第35条第12項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の種類
- 3 施設の所在地
- 4 廃止又は休止の理由
- 5 入所させている者の処置
- 6 廃止の年月日及び財産の処分方法又は休止の予定期間

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

6 幼稚園型・保育所型認定こども園の幼保連携型認定こども園への移行に係る辞退届

[参考様式5]

第 号
年 月 日

青森県知事 殿

住 所 (法人にあつては、名
氏 名 (称及び代表者の氏名)

〇〇〇型認定こども園認定辞退届

下記の施設について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項の規定により受けた認定を辞退します。

記

- 1 認定こども園の名称
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 認定年月日 年 月 日
- 5 辞退しようとする年月日 年 月 日
- 6 辞退しようとする理由 (記載例) 幼保連携型認定こども園の認可を受けるため。
- 7 現に入所している子どもに対する措置
(記載例) 新しく認可を受ける予定の幼保連携型認定こども園「〇〇〇〇〇」に引き継ぐ。

7 利用定員に係る市町村から県への届出書

(※本届出については、こどもみらい課あてに直接提出)

[参考様式6]

第 号
年 月 日

青森県知事 殿

地方公共団体の長

特定教育・保育施設の利用定員に係る届出について

子ども・子育て支援法第27条第1項の規定に基づく施設型給付費の支給に係る施設として確認する下記の教育・保育施設の利用定員について、同法第31条第3項(※設定する場合は31条3項、増員する場合は32条第2項、その他変更の場合は32条第3項となるので、内容により根拠条項は修正してください)の規定により、届出します。

記

- 1 施設の名称
- 2 教育・保育施設の種類
- 3 教育・保育施設の設置場所
- 4 設置者
 - (1) 設置者の名称
 - (2) 主たる事務所の所在地
 - (3) 代表者氏名
 - (4) 代表者の生年月日
 - (5) 代表者の住所
 - (6) 代表者の職名
- 5 事業開始予定年月日
- 6 利用定員の数

1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども		合計
		1～2歳	0歳	
人	人	人	人	人

(※変更の場合)

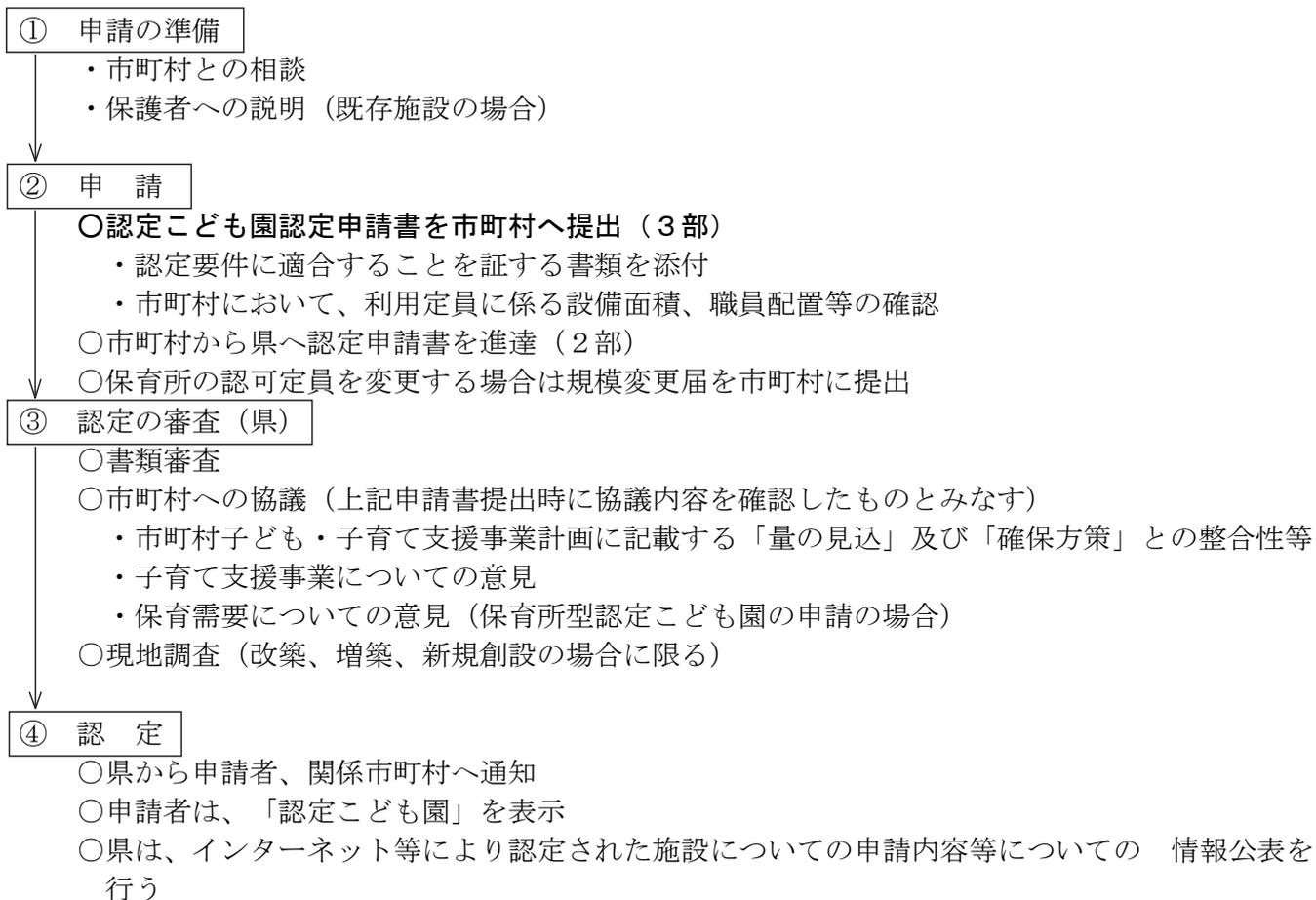
	1号認定こども	2号認定こども	3号認定こども		合計
			1～2歳	0歳	
変更前					
変更後					

※ 届出対象施設が複数ある場合は、別紙一覧等にまとめて届出しても差し支えありません。

V 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定申請手続について

■幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の申請手続について (幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園)

1 認定こども園認定事務の流れ



2 申請前の準備

(1) 市町村との相談

申請前に、利用定員、認定こども園で実施する子育て支援事業等について、施設が所在する市町村と事前に相談がなされていることが必要です。

- ・認可定員
- ・認定区分ごとの利用定員（市町村計画における量の見込み及び確保方策との整合性）
- ・保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員の設定の適否
- ・子育て支援事業
- ・利用負担の上乗せ徴収の承認（私立保育所からの移行の場合）
- ・特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されない公正な選考方法かどうか。

(2) 既存施設が認定こども園の認定の申請をする場合の保護者への説明

既存施設が認定の申請を行う場合は、事前に施設に在籍している子どもの保護者に対して、現在の施設と認可を受けた後の施設における教育・保育内容、利用者、利用料金、契約等異なる事項に

ついて十分に説明し、理解を得るよう努める必要があります。具体的には、保護者に対する説明会等を必要数開催し、利用者の立場を考えた対応が求められます。

説明の会議録を作成すること。説明会に参加していない保護者及び認定こども園の申請を行うことに関して理解が得られない保護者がいる場合は、個別に説明を行う等の努力を行い、参加又は理解が得られない理由、折衝の経過、その後の対処等を記録した書類を作成すること。

3 認定こども園認定申請

申請は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書（第1号様式）により行い、認定要件に適合することを証する書類を添付する必要があります。

認定こども園（幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園）
認定申請書類一覧

項目	番号	書類の種類	備考	確認
◎認定こども園認定申請書			県法律施行細則に規定される様式	
1 職員配置 ・職員資格	①	職員配置計画表	参考様式 1	
	②	職員名簿	参考様式 2	
	③	職員の勤務状況がわかる資料	勤務形態、勤務割当表（シフト表）	
	④	職員の資格を証明する書類	教員免許状、保育士登録証の写し	
	⑤	園長の経歴書	履歴書の写し	
2 施設設備	⑥	施設設備の基準を満たすことを証する書類	（参考様式 3）敷地面積・所有者、建物面積・所有者・構造、部屋別面積等記載	
	⑦	園舎図面	各室毎に用途・面積を記入した平面図	
	⑧	園庭（屋外遊戯場）の形状・位置がわかる図面		
	⑨	園舎・園庭写真	正面・側面・裏面・各部屋・園庭	
	⑩	周辺地図	付近の見取図、案内図等	
	⑪	土地公図（地籍図）		
	⑫	園舎が同一又は隣接敷地内でない場合の関係書類	下記の内容が記載された書類 ・移動距離、移動方法、移動時間 ・移動時の安全対策 ・移動を含めた 1 日のカリキュラム ・職員の連携の内容	
	⑬	屋外遊戯場を付近の場所とする場合の関係書類	下記の内容が記載された書類 ・所在地、場所の用途（公園等）とその所有者（所有者の承諾が必要な場合は承諾書等） ・遊具の点検状況のわかる書類 ・付近の見取図 ・場所の利用時間帯 ・場所の面積が分かる書類	
	⑭	満 3 歳以上の子どもに対する食事の提供について、園外調理、外部搬入する場合の関係書類	次の項目を証する書類 ・調理業務を受託する事業者との契約書（案）（調理等における点検表、食品栄養構成表、荷重平均栄養所要量を添付すること） ・指導を受ける栄養士の所属と氏名 ・認定こども園の長が定めた食育計画 ・調理設備の概要がわかる資料（図面、写真等）	
	⑮	幼稚園型認定こども園で、自園調理で食事を提供する子どもの数が 20 人に満たない場合の関係書類	・調理設備の概要がわかる資料（図面、写真等）	
3 管理運営	⑯	提供するサービスの内容等	・開園日・開園時間・保育時間 ※ 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児の休業日、長期休業日についても記入すること。 ※ 開園時間は、通常の保育について、教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児に分けて、平日、土曜日、日・祝日ごとに記入すること。また、延長(預かり)保育の実施時間も併せて記入すること。 ・上乗せ徴収額（内容及び金額）、実費徴収額（内容及び金額） ・利用者との契約書、入園申込書	

項目	番号	書類の種類	備考	確認
	⑰	入園する子どもの公正な選考方法に関する書類	選考基準等	
	⑱	子どもの健康の保持及び安全の確保に関する計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康診断、身体測定の実施計画 ・消火、通報及び避難訓練の実施計画 ・子どもの健康状態の把握の方法と異常があった場合の対応方法 ・不審者の立入りに対応するための避難訓練の実施計画 ・遊具、危険箇所の点検計画 ・送迎時の安全対策 ・感染症の予防及びまん延防止のためのマニュアル 	
	⑲	教育及び保育を行う子どもに関する保険契約書又は共済制度の加入申込書又は契約の写し等	その他、加入予定の保険、共済制度の概要のわかる書類	
	⑳	教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画 ・年、学期、月、週及び日々の指導計画 	
	㉑	教育及び保育に従事する職員の研修計画	園内外における年間の研修計画	
4 その他	㉒	設置者に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・法人登記履歴事項全部証明書（法人の場合） ・法人役員一覧 ・定款又は寄附行為 ・欠格事由に該当しない旨の誓約書（参考様式7） 	
	㉓	設置認可申請等に係る法人の理事会等の議事録の写し	理事会議事録及び評議員会を設置する場合は評議員会議事録。	
	㉔	各種規程の制定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・園規則 ・経理規程 ・就業規則 ・給与規程 ・その他 	
	㉕	市町村と事前相談・協議した内容等	・利用定員、認定こども園で行う子育て支援事業等	
	㉖	既存施設が認定こども園の申請する場合は、既利用者への説明に要した資料、会議録等		
	㉗	その他参考となる書類		

年 月 日

青森県知事 殿

住所 〔法人にあっては、名
氏名 称及び代表者の氏名〕

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下単に「認定こども園」という。）の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 認定こども園の名称
- 2 認定を受ける施設の名称(施設の種類)
- 3 認定を受ける施設の所在地
- 4 認定こども園の長の氏名
- 5 認定こども園の利用定員

	保育を必要とする子どもに係る 利用定員	保育を必要とする子ども以外の 子どもに係る利用定員
乳児		
1歳児		
2歳児		
3歳児		
4歳児以上		

- 6 教育又は保育の目標及び主な内容
- 7 認定こども園が実施する子育て支援事業
- 8 開園予定年月日 年 月 日

（添付書類）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第3条第1項各号（第2項各号）に掲げる要件に適合していることを証する書類

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

<認定こども園認定申請書記載要領>

項 目	記 載 要 領
1 認定を受ける施設の名称（施設の種類）	認定を受ける施設の名称と施設の種類（幼稚園、保育所、認可外保育施設）を記入する。
2 認定を受ける施設の所在地	認定を受ける施設の所在地を記入する。
3 認定こども園において保育する子ども等の数	認定こども園として運営を開始する日において設定する利用定員数を年齢ごとに記入する。
4 教育又は保育の目標及び主な内容	<p>認定こども園として目指す教育又は保育の目標や理念、教育又は保育のねらいや内容の概要、開園日・開園時間・保育時間を記入する。（別紙に記入可）</p> <p>◇開園日： 認定こども園の休業日について記入すること。なお、長期休業日を設ける場合には、別に、教育時間相当利用児と教育及び保育相当利用児に分けて記入すること。</p> <p>◇開園時間： 認定こども園の開園時間を記入すること。</p> <p>◇保育時間： 通常の保育について、教育時間相当利用児と教育及び保育相当利用児に分けて、平日、土曜日、日・祝日ごとに記入すること。また、延長（預かり）保育を実施する場合は別に実施時間を記入すること。</p>
5 子育て支援事業	省令第2条の5項目の事業のうち、実施するものを記入する。
6 開園予定年月日	認定こども園として開園予定年月日を記入する。
7 用紙の大きさ	日本産業規格A4とすること。

[参考様式 1]

[職員配置計画表]

子どもの年齢	子どもの人数	必要な職員の数	実配置職員数 (常勤換算後)	学級数	学級担任数
0歳	人	人			
1歳	人	人			
2歳	人				
3歳	人	人			人
4歳	人	人			人
5歳	人				人
計	人	人	人		人
必要とする職員の数		人			

- ① 「必要な職員の数」の欄の子どもの人数は、次により計算する。
 0歳児 を 3 で除す。(小数点第2位以下の端数は切り捨てる。)
 1～2歳児を 6 で除す。(小数点第2位以下の端数は切り捨てる。)
 3歳児 を 20 で除す。(小数点第2位以下の端数は切り捨てる。)
 4～5歳児を 30 で除す。(小数点第2位以下の端数は切り捨てる。)
- ② 「実配置職員数」の欄の人数は、常勤職員は実人数、非常勤職員は常勤換算値により算定する。
 常勤換算値は次により計算する。
 常勤換算値＝常勤職員以外の教育及び保育に従事する者の1ヶ月の勤務時間数の合計／
 園の就業規則等で定めた常勤職員の1ヶ月の勤務時間数(小数点第1位を四捨五入)
- ③ 「学級数」の欄の学級数は、3歳児以上の子どもの在籍児童数を年齢ごとに35で除して計算する。(小数点以下の端数は切り上げる。)
- ④ 「学級担任の数」の欄の学級担任の数は、学級数以上とする。

[参考様式 2]

[職員名簿]

番号	職名	氏名	従事内容		勤務形態	資格名	資格取得年月日	摘要
			学級担任	教育及び保育時間相当利用児 教育時間相当利用児				
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

- ① 職名には、園長、教頭、教務主任、教諭、保育所長、主任保育士、保育士、調理員等の区分を記

入する。（学級担任は、担当する学級名を摘要に記入する。）

② 従事内容には、該当するすべての箇所○を記入する。

例：午前は学級担任として教育、午後は教育及び保育時間相当利用児の保育に従事の場合

→ 学級担任と教育及び保育時間相当利用児の欄に「○」を記入

フリーの職員として、教育及び保育時間相当利用児にも教育時間相当利用児の保育にも従事する場合

→ 教育及び保育時間相当利用児と教育時間相当利用児の欄に「○」を記入

③ 勤務形態には、常勤と非常勤の別（常勤：1日6時間以上勤務する者）を記入し、そのうち、実際に教育・保育に従事する職員については、次の表を作成する。

職名	勤務形態	勤務時間帯						勤務時間
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	
保育士	常勤	←—————→						(例) 8時間
総勤務時間数								

※常勤換算後の人数：総勤務時間数÷8時間＝（ ）人（就業規則で勤務時間が8時間の場合）

④ 資格名の欄には、幼稚園教員免許、保育士、調理師免許等を記載する。

⑤ 資格取得年月日の欄には、幼稚園教員免許の場合は取得年月日を、保育士資格の場合は登録年月日を記入する。

⑥ 幼稚園教員の免許状取得・保育士資格取得に向けての努力を行っている場合は、その旨を摘要に記入する。

[参考様式3]

園地、園舎その他設備の規模及び構造

1 施設名

2 敷地の面積

総面積	m ²	園舎の建面積	m ²
		附属建物の建面積	m ²
		屋外遊戯場	m ²
		その他	m ²

3 敷地の所有関係

現在の所有者名

○現所有者が申請者でない場合（土地の譲渡を受ける予定の場合）
譲渡予定年月日

（土地貸与の場合）

- ①有償無償別 有償（賃借料 年・月 円） ・ 無償
 ②賃借期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
 ③地上権等設定登記 地上権・賃借権の設定登記（済み・予定・不要）

4 建物（園舎）の面積及び構造

園舎の建面積	m ²	延面積	m ²
園舎の構造			

※園舎の構造は、登記簿謄本に記載される構造を記載すること。

5 建物の所有関係

現在の所有者名

○現所有者が申請者でない場合（建物の譲渡を受ける予定の場合）
譲渡予定年月日

（建物貸与の場合）

- ①有償無償別 有償（賃借料 年・月 円） ・ 無償
 ②賃借期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

6 室名及び面積の一覧表

室名	面積	備考	室名	面積	備考
遊戯室	m ²			m ²	
保育室	m ²			m ²	
乳児室	m ²			m ²	
ほふく室	m ²			m ²	
調理室	m ²			m ²	
	m ²			m ²	
	m ²			m ²	
	m ²			m ²	
	m ²			m ²	
	m ²			m ²	
	m ²			m ²	
	m ²		合計		

※必要に応じて、室名を変更して記載すること。別紙により作成することも可。

7 施設整備計画等

- ①工事期間（予定） 令和 年 月 日～令和 年 月 日
 ②補助等の状況 国庫・自費・その他（ ）

※施設整備計画がある場合は、その詳細資料を添付すること。

8 園具及び教具

別添のとおり

※一覧表を添付のこと。

なお、物品を譲渡又は貸与される場合は、譲渡又は貸与契約書等を添付のこと。

9 その他参考事項

4 学級担任、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者の特例の申請

(1) 共通利用時間において幼稚園の教員の免許を有する者の確保が困難な場合の学級担任の特例の申請をする場合（保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園）

① 申請書への記載事項

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 施設の名称及び所在地
- ウ 申請をする人数
- エ 申請をする理由

- オ 対象となる職員の氏名、採用年月日、保育士登録年月日、児童福祉施設又はへき地保育所における通算の経験年数、教育職員免許法に規定する幼稚園教員資格認定試験の受験状況
- キ 施設長の意見

② 添付書類

- ア 施設における職員の勤務及び配置状況、資格の取得状況を記載した書類（認定申請と同時申請のときは不要）
- イ 対象となる職員の略歴を記載した書類
- ウ 保育士登録証（写）
- エ 教育職員免許法に規定する幼稚園教員資格認定試験の受験の状況のわかる書類
- オ その他参考となる書類

(2) 満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育における保育に従事する者の特例を申請する場合（幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園）

① 申請書への記載事項

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 施設の名称及び所在地
- ウ 申請をする人数
- エ 申請をする理由
- オ 対象となる職員の氏名、採用年月日、幼稚園の教員の免許状の種類及び取得年月日、幼稚園の教員として従事した通算の経験年数、保育士試験の受験状況
- カ 施設長の意見

② 添付書類

- ア 施設における職員の勤務及び配置状況、資格の取得状況を記載した書類（認定申請と同時申請のときは不要）
- イ 対象となる職員の略歴を記載した書類
- ウ 幼稚園の教員の免許状（写）
- エ 保育士試験の受験の状況のわかる書類
- オ その他参考となる書類

(3) 学級担任、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者の特例の申請窓口

特例の種類	申請受付
学級担任	認定申請受付課
教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者	認定申請受付課

[参考様式7：幼保連携型認定こども園以外の認定こども園用]

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第3条第5項第4号イからチの規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

青森県知事

殿

申請者

住所

氏名（名称及び代表者名）

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号）

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホ及び第17条第2項第7号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、認定の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

VI 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準について

(幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園)

1 職員配置

(1) 次の基準により算定した数の職員を確保し、適宜配置する必要があります。

園児の区分	員 数
0歳児	おおむね3人に1人の職員以上
1、2歳児	おおむね6人に1人の職員以上
3歳児	おおむね20人に1人の職員以上
4、5歳児	おおむね30人に1人の職員以上

①職員配置数の算出方法

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= 0\text{歳児} \times 1 / 3 && (\text{小数点第二位以下切捨}) \\ &+ (1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1 / 6 && (\text{小数点第二位以下切捨}) \\ &+ 3\text{歳児} \times 1 / 20 && (\text{小数点第二位以下切捨}) \\ &+ 4\text{歳} \sim 5\text{歳児} \times 1 / 30 && (\text{小数点第二位以下切捨}) \\ &= \text{必要配置数} && (\text{小数点以下四捨五入}) \end{aligned}$$

②認定こども園における保育に従事する職員の数は、常時2人以上の配置が必要。

(2) 満3歳児以上の教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児については、共通利用時間において、学級編制を行い、1人以上の職員を配置する必要があります。この場合、1学級の子どもの数は、35人以下となります。

(3) 認定こども園には、1人の認定こども園の長を置く必要があります。

2 職員資格

(1) 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士であることが必要です。

(2) 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は、幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士であることが必要です。

(3) 満3歳以上の子どもの共通利用時間の保育に従事する職員は、原則、幼稚園の教員の免許状を有する者であることが必要です。

(4) 満3歳児以上の子どもの教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、原則、保育士であることが必要です。

◇職員資格

0～2歳児	保育士
3～5歳児	共通利用時間と教育及び保育時間相当利用児の保育に対応するため、幼稚園教員の免許状を有する者又は保育士
共通利用時間	原則、幼稚園の教員の免許状を有する者
3歳以上の教育及び保育時間相当利用児の保育	原則、保育士の資格を有する者

(5) 共通利用時間において幼稚園の教員の免許を有する者の確保が困難な場合の特例
幼稚園の教員の免許を有する者の確保が困難な場合には、次のような特例があります。この場合

には、認定こども園の申請とは別に申請が必要となります。また、認定こども園の認定を受けた後も必要に応じて申請することができます。

○ 保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園

- ① 保育士であって、その適性、能力等を考慮して知事が適当と認める者を配置することができます。
- ② 知事が適当と認める者とは、次の要件を満たすことが必要です。
 - ア 児童福祉施設又はへき地保育所において120時間以上保育士として従事した月数が36月以上であること
 - イ 職員資格の認定を申請した直後に行われる教育職員免許法に規定する幼稚園教員資格認定試験（幼稚園に係るものに限る。）を受ける予定であること。
 - ウ 保育に従事しようとする施設の長が適当と認めていること
 - エ 認定こども園の認定を受けた後に新たに採用された者でないこと

(6) 満3歳以上の子どもの教育及び保育時間相当利用児の保育において保育士の確保が困難な場合の特例

保育士の確保が困難な場合には、次のような特例があります。この場合には、認定こども園の申請とは別に申請が必要となります。また、認定こども園の認定を受けた後も必要に応じて申請することができます。

○ 幼稚園型認定こども園・地方裁量型認定こども園

- ① 幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その適性、能力等を考慮して知事が適当と認める者とするができる。
- ② 知事が適当と認める者とは、次の要件と満たすことが必要です。
 - ア 120時間以上幼稚園の教員として従事した月数が36月以上であること。
 - イ 職員資格の認定を申請した直後に行われる児童福祉法に規定する保育士試験を受ける予定であること。
 - ウ 保育に従事しようとする施設の長が適当と認めていること。
 - エ 認定こども園の認定を受けた後に新たに採用された者でないこと。

(7) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員資格に関する特例

子どもの教育及び保育に従事する者について、当分の間、一定の条件のもと、「幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者」又は「知事が同等と認める者」をもって代えることができます。

3 施設設備

(1) 連携施設について

幼稚園と保育機能施設のそれぞれの建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合（幼保連携施設）、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければなりません。

ただし、例外として、次のすべての要件を満たす場合は、同一の敷地内又は隣接する敷地内になくとも認めることができます。

- ① 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- ② 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(2) 園舎の面積

- ① 0～満2歳児に係る施設設備基準は、保育所の基準が適用されます。
- ② 満3～満5歳児に係る施設設備基準は、幼稚園及び保育所の双方の基準を満たすことが原則です。園舎の面積は、次の表により算出した面積以上とする必要があります。(満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、その保育の用に供する施設設備の面積を除きます。)

学級数	面積
1学級	180 m ²
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2) m ²

③ 園舎の面積に係る既存施設の特例

既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合、次の要件を満たすときは、①の基準を満たさなくても認めることができます。

※これは、既存の施設が認定こども園に移行できるための特例です。

ア 保育室又は遊戯室の面積が、満2歳以上の子ども1人につき1.98 m²以上であること。

イ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合は、アに加えて、(4)の乳児室又はほふく室の設置が必要。その場合、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65 m²以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3 m²以上必要

※乳児室又はほふく室の面積については、満2歳未満のほふくしない子どもについて乳児室1.65 m²が必要であり、満2歳未満のほふくする子どもについて3.3 m²必要であること。

◇園舎の面積

施設の新設 又は 既存施設（幼稚園型）		既存施設（保育所型・地方裁量型） の特例	
<園舎の面積>		<保育室又は遊戯室の面積>	
学級数	面積（平方メートル）	子ども 1 人につき 1.98㎡	
一学級	180		
二学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)		
		<乳児室又はほふく室の面積>	
		乳児室: 子ども 1 人につき 1.65㎡ ほふく室: 子ども 1 人につき 3.3㎡	

5 歳児

4 歳児

3 歳児

2 歳児

1 歳児

0 歳児

↑
+
満 3 歳未満の子どもを
保育する場合

(3) 保育室又は遊戯室の面積

- ① 満 2 歳以上の子ども 1 人につき 1.98㎡以上が必要です。
- ② 保育室又は遊戯室の面積に係る既存施設の特例

満 3 歳以上の子どもに係る面積の算定については、既存施設が幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合、その園舎の面積が (2) の②の基準を満たすときは、①の基準を満たさなくても認めることができます。

◇保育室又は遊戯室

施設の新設 又は 既存施設（保育所型）		既存施設（幼稚園型・地方裁量型）の特例	
<保育室又は遊戯室の面積>		<園舎の面積>	
子ども 1 人につき 1.98㎡		学級数	面積（平方メートル）
		一学級	180㎡
		二学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)
		<保育室又は遊戯室の面積>	
		子ども 1 人につき 1.98㎡	
		<乳児室又はほふく室の面積>	
		乳児室: 子ども 1 人につき 1.65㎡ ほふく室: 子ども 1 人につき 3.3㎡	

5 歳児

4 歳児

3 歳児

2 歳児

1 歳児

0 歳児

↑
+
満 3 歳未満の子どもを
保育する場合

(4) 屋外遊戯場の面積

次の基準をすべて満たす必要があります。

- ① 満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上であること。
- ② 次の表の面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて①の基準により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$

施設の新設			
5歳児	子ども1人につき3.3㎡	学級数	面積(平方メートル)
4歳児		2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3歳児		3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
2歳児		子ども1人につき3.3㎡	
		①	②

※①と②のそれぞれを計算して、双方を満たす必要がある。

③ 屋外遊戯場の面積に係る既存施設の特例

①か②の基準を満たせば認めることができます。

既存施設(保育所型、地方裁量型)の特例(従前の幼保連携型)	既存施設(幼稚園型、地方裁量型)の特例		
子ども1人につき3.3㎡	5歳児	学級数	面積(平方メートル)
	4歳児	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
	3歳児	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
	2歳児	子ども1人につき3.3㎡	
		①	②

※①か②の基準を満たせば認めることができます。

◇屋外遊戯場の面積の計算例

年齢	園人数	学級数	新設	既存特例A	既存特例B
0, 1歳	10人	—	—	—	
2歳	20人	—	②	②	
3歳	30人	1学級	① ③	①	③
4歳	30人	1学級			
5歳	30人	1学級			
120人		3学級	①+②と③の双方を満たす		

ア 新設の場合

①	$400\text{ m}^2 + 80\text{ m}^2 \times (3\text{学級} - 3) = 400\text{ m}^2$	
②	$3.3\text{ m}^2 \times 20\text{人}$	$= 66\text{ m}^2$
	計	466 m^2
③	$3.3\text{ m}^2 \times 110\text{人}$	$= 363\text{ m}^2$

} ※双方を満たす
466m²必要

イ 既存施設の場合

①+②か③の基準を満たせば認めることができます。

④ 屋外遊戯場の場所の特例

保育所型、地方裁量型認定こども園にあつては、次の要件をすべて満たす場合は、屋外遊戯場を認定こども園の付近にある場所に代えることができます。

ア 子どもが安全に利用できる場所であること。

イ 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

ウ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(5) 乳児室・ほふく室

満2歳未満の保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設置する必要があります。

(6) 調理室

① 認定こども園には、調理室を設置しなければなりません。

② ただし、幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、調理室を備えないことができます。この場合は、必要な調理設備を備える必要があります。

【参考】

①職員配置

・調理員の規定なし。

②設備

・調理室は必置。

・ただし、食事の提供をすべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば独立した調理室でなくても可。

③管理運営

・自園調理が原則。

・ただし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可。外部搬入の場合は、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える。

	原則	例外1 (外部搬入)	例外2 (20人未満)
①職員	— (規定なし)	— (規定なし)	— (規定なし)
②設備	調理室必置	— (規定なし)	調理室不要 (提供すべき人数に応じて必要な調理設備必要)

③管理運営	自園調理	満3歳以上、園外調理・外部搬入可（加熱、保存等の調理機能設備必要）	—（規定なし）
-------	------	-----------------------------------	---------

4 管理運営

（1）保育を必要とする子どもの教育及び保育時間

保育を必要とする子どもの教育及び保育時間は1日8時間を原則としますが、保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して定める必要があります。

（2）開園日数・開園時間

開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等その他の地域の実情に応じて定める必要があります。具体的には、週6日の開園、長期休業期間への対応等が必要と考えられます。

（3）入園する子どもの選考

児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう公正な選考方法を定める必要があります。

（4）防災等の体制

子どもの健康の保持及び安全の確保のため、次の計画等を定める必要があります。

- ① 子どもの健康診断の実施計画
- ② 消火、通報及び避難訓練の実施計画
- ③ 子どもの健康状態を把握し、その異常に対応する体制
- ④ 不審者の立入りに対応するための避難訓練の実施計画
- ⑤ 大型遊具及び危険箇所であると認められる場所についての点検の実施計画
- ⑥ 送迎時の子どもの安全を確保するための体制
- ⑦ 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図るための体制

（5）補償体制

認定こども園において事故が発生した場合に適切な補償を行うことができるように 保険契約を締結するか又は共済制度へ加入している必要があります。

（6）給食体制

① 認定こども園においては、当該認定こども園の調理室において調理された食事を提供することが必要です。

② 認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供を行う場合、衛生管理、栄養管理等について必要な配慮がなされていると認められ、次の要件を満たす場合に限り、給食の外部搬入を認めることができます。

ア 調理業務を受託する者と次の事項を内容とする契約を締結している場合

- ・子どもの年齢及び発達の段階並びにアレルギー等の症状、子どもに必要とされる栄養素量の給与等に配慮して食事を提供すること。
- ・衛生管理、栄養管理等について、当該認定こども園が行う必要な指示に従うこと。

- ・当該認定こども園が定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- イ 認定こども園において、献立について栄養士による指導を受けられる体制が整えられていること。

(7) 教育及び保育の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿った教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画が定められていることが必要です。具体的には、次のような計画が考えられます。

- ① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいた教育及び保育に関する全体的な計画
- ② 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいた教育及び保育に関する年、学期、週、日々の指導計画

(8) 保育者の資質の向上

子どもの保育に従事する者の研修に関する計画が定められていることが必要です。

5 子育て支援事業

(1) 子育て支援事業は、次の事業のいずれかを実施することが必要です。（法律第2条第12項及び省令第2条）

- ① 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ② 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ③ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業
- ④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- ⑤ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

(2) 子育て支援事業は、当該地域の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らして当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じて適切に提供することとされていることから、認定にあたっては、市町村の意見を聴いて行うこととなります。

Ⅶ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園のその他の手続について

■幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の手続関係

1 変更の届出

(1) 変更届

次の事項に変更がある場合は、認定こども園内容変更届出書（第6号様式）により行い、変更の内容が分かる書類を添付して、あらかじめ知事に届け出る必要があります。

- ① 認定申請の際に申請書に記載した事項
- ② 施設における教育保育の内容として、地域住民に周知された事項（法第28条の規定により県が情報提供した事項）

【届け出の必要な事項】

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 施設の名称及び所在地
- ③ 認定こども園としての「保育を必要とする子ども」と「保育を必要とする子ども以外の子ども」の利用定員（満3歳未満・満3歳以上の別）
（※保育所型認定こども園における「保育を必要とする子ども以外の子ども」の利用定員の変更については、事前に市町村と相談してください。）
- ④ 幼稚園、保育所、認可外保育施設の別
- ⑤ 認定こども園の名称
- ⑥ 認定こども園の長の氏名
- ⑦ 教育及び保育の目標並びに主な内容
 - ア 教育及び保育の目標や理念
 - イ 教育及び保育のねらいや内容の概要
 - ウ 開園日・開園時間
- ⑧ 子育て支援事業
- ⑨ 入園する子どもの一日の活動内容
- ⑩ 利用料、施設の概要（職員配置、施設設備等の概要、学級数）

(2) 変更届の提出先

認定申請の際の受付部署と同じです。

ただし、定員変更を伴うものは市町村認定こども園担当課経由とします。

(3) 利用定員に係る届出について

利用定員に係る届出は、県への届出については、参考様式6（P31）により提出してください。

提出先：県こどもみらい課児童施設支援グループ

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 (法人にあつては、名
氏 名 (称及び代表者の氏名)

認定こども園内容変更届出書

認定こども園に係る下記の事項について変更するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 認定こども園の名称
- 2 認定こども園の所在地
- 3 変更する事項
変更前

変更後
- 4 変更の理由
- 5 変更予定年月日 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

2 運営状況の報告（全類型の認定こども園共通）（再掲）

認定こども園の設置者は、毎年、運営の状況を県に届け出なければならないこととされています。

（1）報告書の提出

次の事項について、必要な書類を添付して、毎年6月30日までに知事に報告する必要があります。

- ① 報告年月日の前日において在籍している保育を必要とする子どもに係る利用定員（満3歳未満の者の数と満3歳以上の者の数に区分する。）
- ② 報告年月日の前日において在籍している保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員（満3歳未満の者の数と満3歳以上の者の数を区分する。）
- ③ 認定要件に適合していることを確認するために必要な事項
 - ア 職員配置の状況
 - イ 職員資格の状況
 - ウ 施設設備の状況
 - エ 管理運営の状況
 - オ 子育て支援事業の状況
- ④ 教育保育概要を確認するために必要な事項
 - ア 教育及び保育の目標並びに主な内容
 - イ 園児の1日の活動内容
 - ウ 利用料
 - エ 施設の概要（学級数等）等

（2）知事は、認定こども園の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その設置者に対し、認定こども園の運営に関し必要な報告を求めることができます。

（3）報告書の提出先

申請の際の受付部署と同じ。

<改定履歴>

令和元年10月29日 第1版

令和2年 9月29日改訂

令和3年 9月10日改訂

令和4年10月14日改訂